

平成 22 年 11 月 25 日

資 料
(資 産 課 税)

目 次

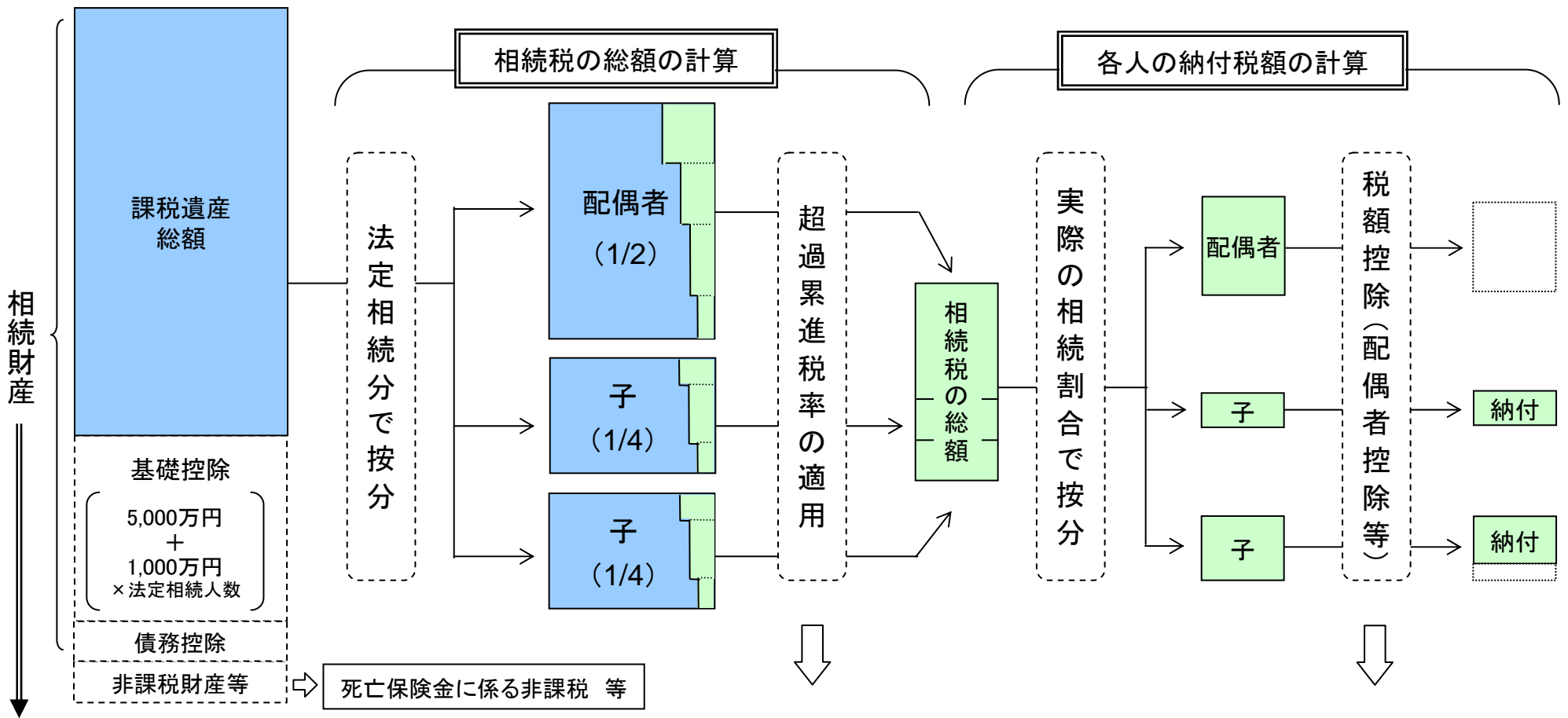
1. 相続税

- (1) 基礎控除 P 1
- (2) 税率構造 P 8
- (3) 死亡保険金 P 10

2. 若年世代への資産移転の促進（贈与税）

- (1) 暦年課税 P 12
- (2) 相続時精算課税 P 17

相続税の概要



相続財産の内訳 (平成20年分)

・ 土地	5.8兆円 (49.6%)
・ 有価証券	1.6兆円 (13.3%)
・ 現金・預貯金等	2.5兆円 (21.5%)
・ その他の財産 (家屋・構築物、生命保険金等)	1.8兆円 (15.7%)
合計	11.8兆円

(参考) 債務控除額 : 1.2兆円

各法定相続人の取得金額	税 率
～ 1,000 万円 の部分	10 %
～ 3,000 万円 "	15 %
～ 5,000 万円 "	20 %
～ 1 億円 "	30 %
～ 3 億円 "	40 %
3 億円超 "	50 %

6 段階

- 配偶者控除
配偶者の法定相続分又は1億6千万円のいずれか大きい金額に対応する税額を控除
 - 未成年者控除
「20歳に達するまでの年数×6万円」を控除
- 等

1. 相続税

(1) 基礎控除

(2) 税率構造

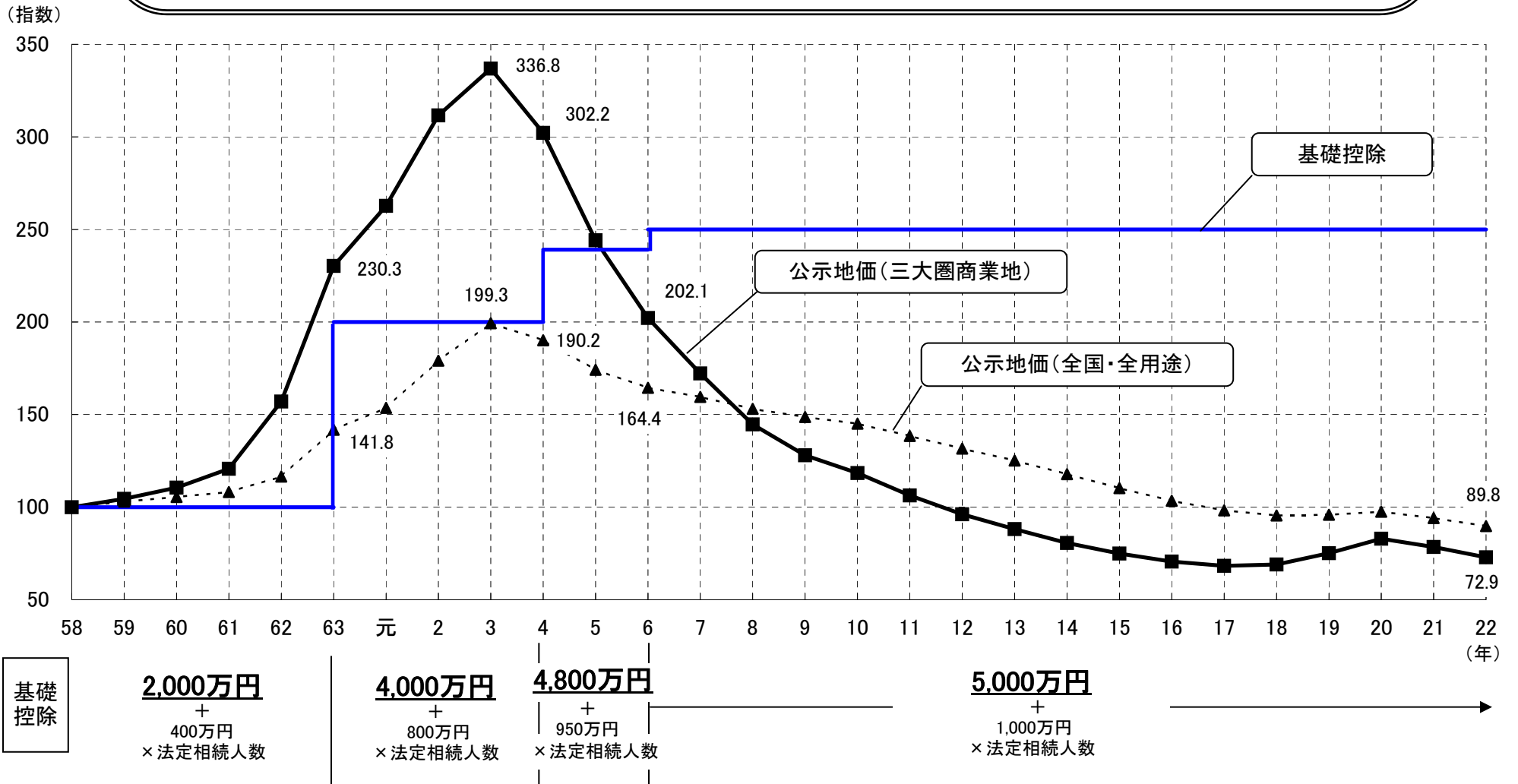
(3) 死亡保険金

地価公示価格指数と基礎控除（58年=100）の推移

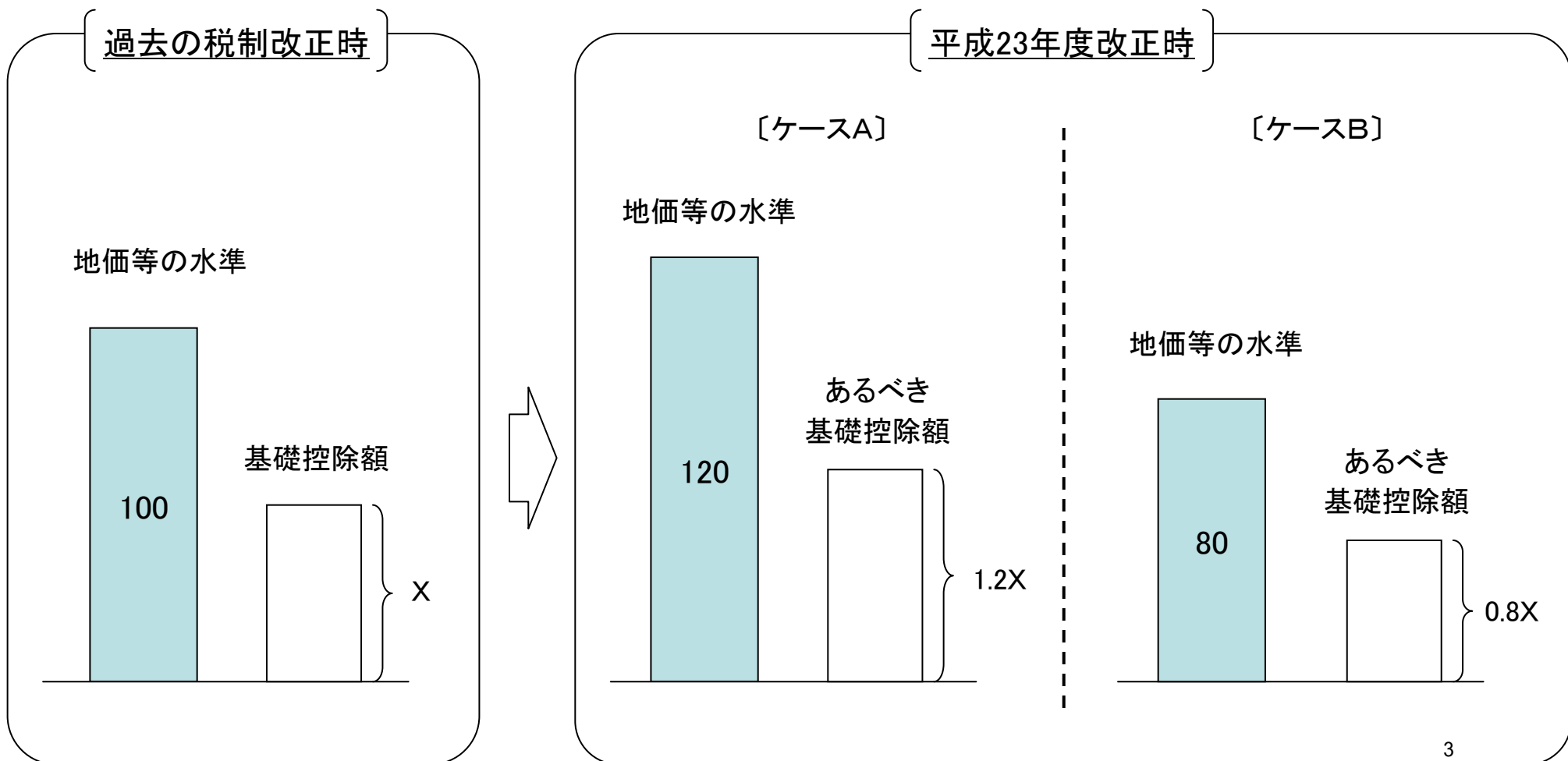
11月11日(木)
第9回税制調査会提出資料

現在の基礎控除は、バブル期の地価の急騰による相続財産の価格上昇に対応して、負担調整を行うために引き上げられてきたもの。その後の地価下落にもかかわらず、据え置かれている。

したがって、地価動向の推移に対応して基礎控除の水準を引き下げることにより、相続税の資産再分配機能を回復することが課題となっている。



具体的な基礎控除のあるべき水準を考えるに当たっては、過去の税制改正時からの地価水準等の変動状況を踏まえ、これに対応して基礎控除を見直すことが考えられる。



地価等の水準の変動に対応する基礎控除額の機械的試算

11月11日(木)
第9回税制調査会提出資料

過去の改正時点における基礎控除を現時点(足元)における価格水準に対応し機械的に調整。

改正年	基礎控除 (定額部分) ①	資産価値の変動			$\frac{① \times ②}{100}$	
		改正当時	足元	平均 ②		
			〔地価:H22 物価:H21〕			
平6年	5,000万円	地価	100	54.6	77.1	3,900万円
		物価	100	99.5		
平4年	4,800万円	地価	100	47.2	74.3	3,600万円
		物価	100	101.4		
昭63年	4,000万円	地価	100	63.3	87.8	3,500万円
		物価	100	112.3		
昭50年	2,000万円	地価	100	133.9	157.0	3,100万円
		物価	100	180.1		

(注)地価は「地価公示」(国土交通省)の全国・全用途に係る値により、物価は「消費者物価指数」(総務省)の総合指数による。

相続税の基礎控除見直しに係る考え方(その1)

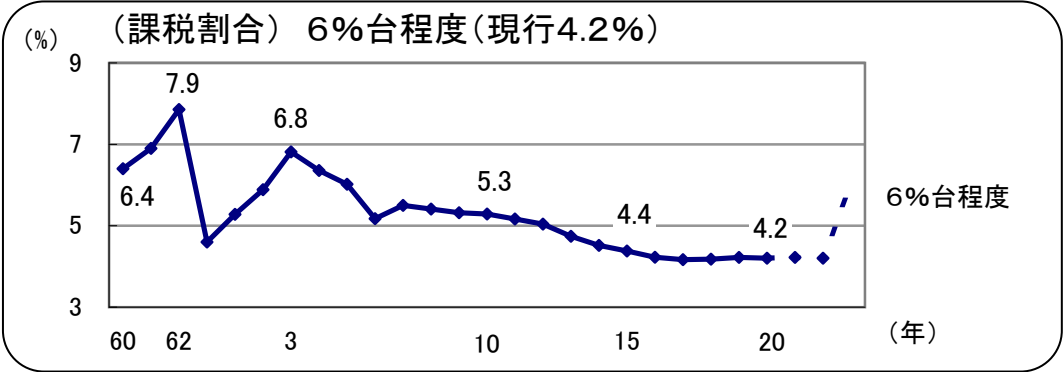
基礎控除の水準について、物価・地価が現在と同等であった時期(昭和50年代半ば)に適用されていた水準と同等となるよう、あるべき水準に再設定。

〔現 行〕	$5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人数}$
〔そ の 1〕	$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人数}$

改正年	基礎控除 (定額部分) ①	資産価値の変動				$\frac{a \times b}{100}$
		改正当時		足 元 (地価:H22、物価:H21)		
				平均 ②		
平6年	5,000万円	地価	100	54.6	77.1	3,900万円
		物価	100	99.5		
平4年	4,800万円	地価	100	47.2	74.3	3,600万円
		物価	100	101.4		
昭63年	4,000万円	地価	100	63.3	87.8	3,500万円
		物価	100	112.3		
昭和50年	(参考) 昭和59年 2,000万円	地価	100	87.2	101.7	3,100万円
		物価	100	116.2		
		地価	100	133.9	157.0	
		物価	100	180.1		

→ 3,000万円

(注) 地価は「地価公示」(国土交通省)の全国・全用途に係る値により、物価は「消費者物価指数」(総務省)の総合指数による。



※ 課税割合は、各年の課税件数/死亡者数である。

相続税の基礎控除見直しに係る考え方(その2)

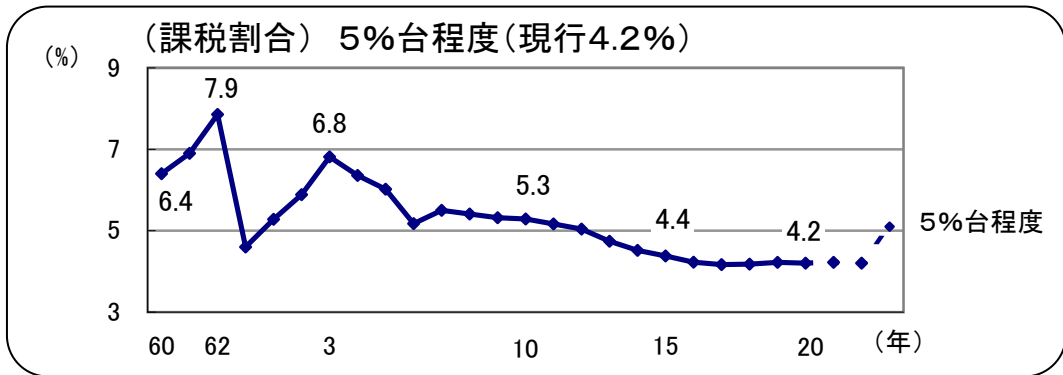
基礎控除の水準について、過去の地価の変動状況に鑑み、昭和50年改正から平成6年改正時の水準を幅広く勘案することとし、これら過去の水準の平均と実質的に同等となるよう、設定。

〔現 行〕	$5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人数}$
〔そ の 2〕	$3,500\text{万円} + 700\text{万円} \times \text{法定相続人数}$

改正年	基礎控除 (定額部分) ①	資産価値の変動			$\frac{\text{①} \times \text{②}}{100}$
		改正当時		足 元 (地価:H22、物価:H21) 平均 ②	
平6年	5,000万円	地価	100	54.6	3,900万円
		物価	100	99.5	
平4年	4,800万円	地価	100	47.2	3,600万円
		物価	100	101.4	
昭63年	4,000万円	地価	100	63.3	3,500万円
		物価	100	112.3	
昭和50年	2,000万円	地価	100	133.9	3,100万円
		物価	100	180.1	

平均 3,500万円

(注)地価は「地価公示」(国土交通省)の全国・全用途に係る値により、物価は「消費者物価指数」(総務省)の総合指数による。



※ 課税割合は、各年の課税件数/死亡者数である。

相続税の基礎控除の引下げによる相続税額への影響（個別的な計算例）

		基礎控除の水準		
		(考え方1) 3,000万円 + 600万円×法定相続人数 〔4,800万円〕	(考え方2) 3,500万円 + 700万円×法定相続人数 〔5,600万円〕	5,000万円 + 1,000万円×法定相続人数 〔8,000万円〕
相続税の課税価格	5,000万円	10万円 〔+10万円〕	0円 〔 - 〕	0円
	1億円	315万円 〔+215万円〕	255万円 〔+155万円〕	100万円
	3億円	2,860万円 〔+560万円〕	2,720万円 〔+420万円〕	2,300万円
	10億円	1億7,370万円 〔+720万円〕	1億7,190万円 〔+540万円〕	1億6,650万円
	20億円	4億1,750万円 〔+800万円〕	4億1,550万円 〔+600万円〕	4億 950万円

(注) 1. []は基礎控除が「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」である場合との差額。

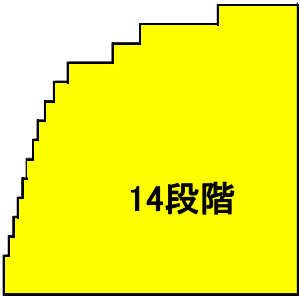
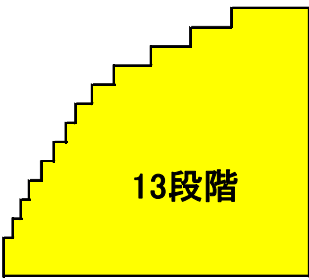
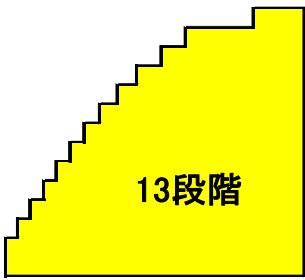
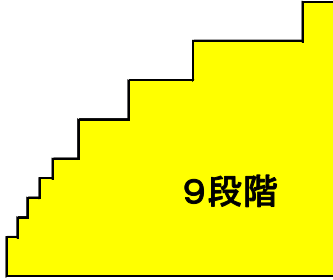
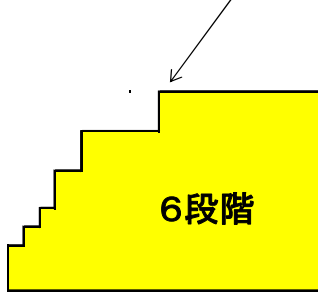
2. 相続人は配偶者と子2人であり、法定相続分により相続したものとして、相続税額を計算。

相続税の見直しの方向性②(税率構造)

11月11日(木)
第9回税制調査会提出資料

税率構造については、昭和63年以降累次にわたり、最高税率の引下げを含む累進構造の緩和が行われてきており、相続税の資産再分配機能の低下につながっている。

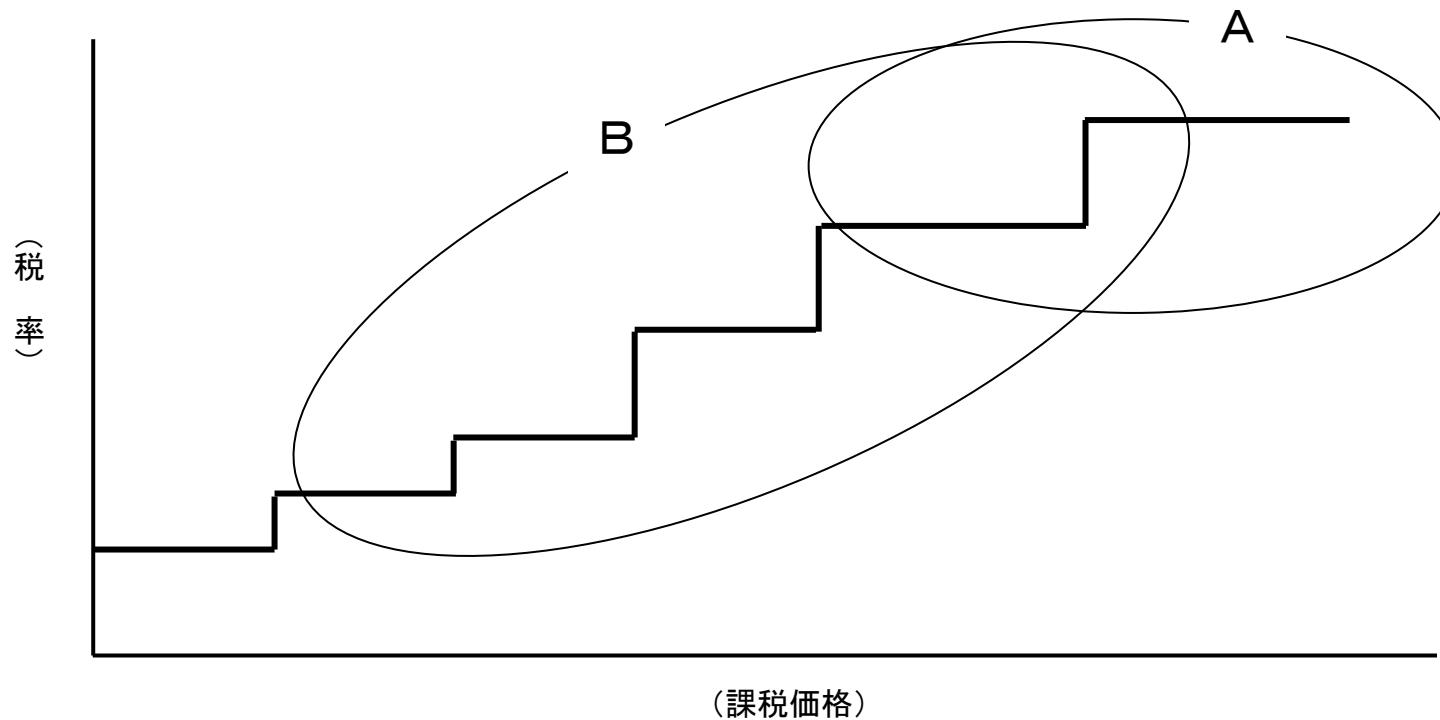
したがって、税率構造の見直しを図ることで資産再分配機能を回復させることが考えられる。

区 分	昭和63年12月改正前	昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正 (平成6年1月1日以降適用)	平成15年度改正(現行) (平成15年1月1日以降適用)
税率構造 (イメージ図)	<p>5億円超 (最高税率 75%)</p>  <p>14段階</p>	<p>5億円超 (最高税率 70%)</p>  <p>13段階</p>	<p>10億円超 (最高税率 70%)</p>  <p>13段階</p>	<p>20億円超 (最高税率 70%)</p>  <p>9段階</p>	<p>3億円超 (最高税率 50%)</p>  <p>6段階</p>
【参考】 過去の税率構造を復活させた場合の増収額 (注)	+0.8兆円程度	+0.5兆円程度	+0.2兆円程度	+0.1兆円程度	

(注) 平成20年分の課税実績(課税件数、課税価格)を用い、基礎控除は現行の水準(5,000万円+1,000万円×法定相続人数)としたままで、当時の税率構造によった場合の機械的試算。

[見直しの際の視点]

- 資産再分配機能の回復の観点から、
 - (A) 極めて高額な遺産を取得するようなケースを中心に負担を求めるか、
 - (B) 相続税の課税対象となる資産保有層全般にわたって幅広く負担を求めるか。

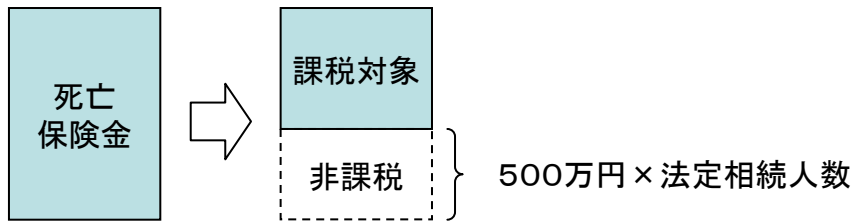


- また、最高税率の引上げについては様々な意見があるが、どう考えるか。

〔制度の概要・趣旨〕

○制度の概要

相続人が取得した死亡保険金・死亡退職金については、それぞれ、500万円×法定相続人数が非課税となる。



○制度の趣旨

貯蓄の増進（死亡保険金のみ）、被相続人の死後における相続人の生活の安定等を考慮

○課税件数（平成20年分）

- ・死亡保険金：10,997件（22.9%※）
- ・死亡退職金：3,689件（7.7%※）

※課税件数48,016件に占める割合

○減収額（平成20年度）

700億円程度

〔問題点〕

- ① 制度創設（死亡保険金：昭和26年、死亡退職金：昭和27年）後の累次の改正により、相続税には相応の基礎控除が措置されている中、本制度の今日的妥当性についてどのように考えるか。
- ② 様々な金融商品が相続財産に含まれている状況の中、死亡保険金についてだけ他の商品にはない特別の取扱いとなっていることを、課税の中立性の観点からどのように考えるか。

〔参考〕会計検査院からの指摘

（平成18年度決算検査報告）

「死亡保険金の非課税措置については、高所得者も適用しており、節税目的と思料されるものも見受けられる」

[見直しの際の視点]

「相続人の生活の安定」という制度趣旨に照らせば、未成年者や障がい者といった真に配慮が必要な相続人に係る相続事案のみを対象とする方向で見直しを行うことが考えられるのではないか。

2. 贈与税

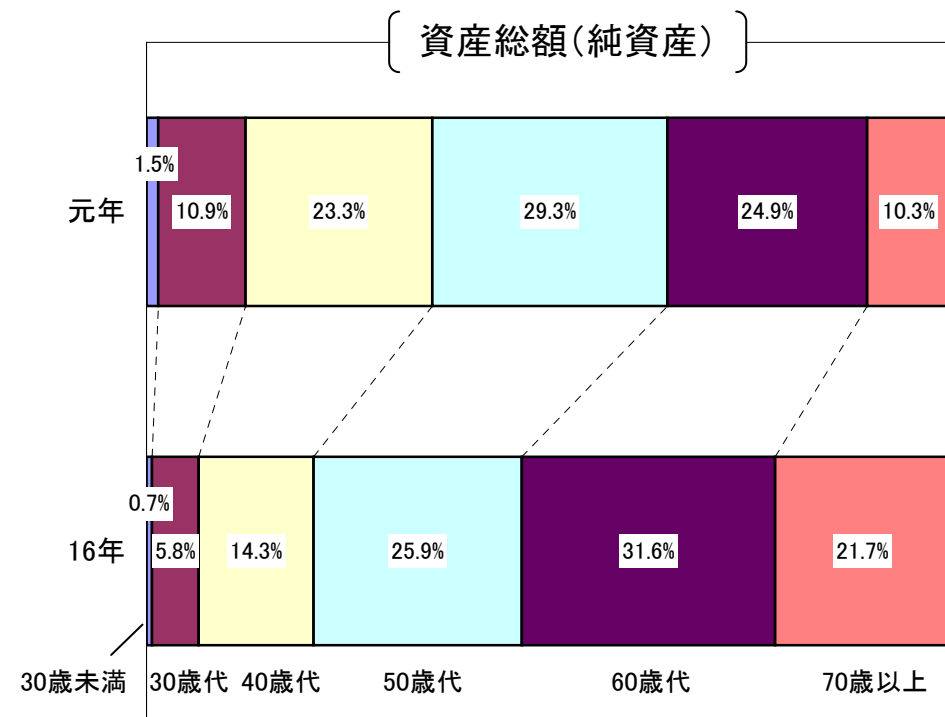
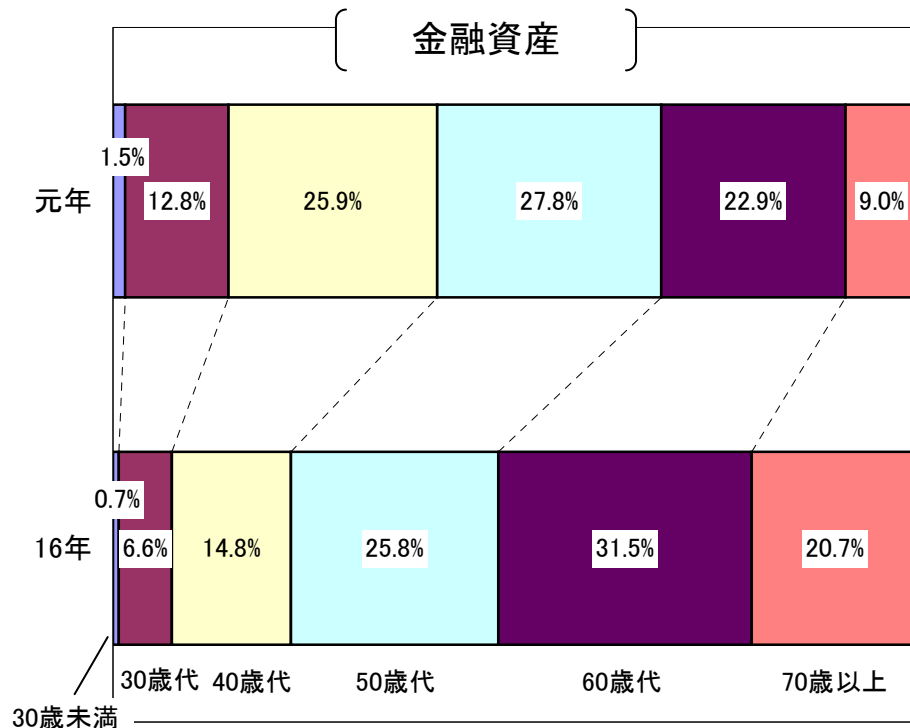
(1) 暦年課税

(2) 相続時精算課税

世帯主の年齢階級別資産残高の分布の推移

11月11日(木)
第9回税制調査会提出資料

高齢化の進展や資産移転時期の高年齢化に伴い、高齢者層が保有する資産の割合が高まってきている。潜在的消費意欲の強い若年世代への資産の移転により、その有効活用を通じて経済活性化に資するとの観点からは、相続税の基礎控除の引下げや税率構造を見直すとともに、贈与税についても見直していくことが考えられる。



- (注) 1. 総務省「全国消費実態調査」(2人以上の世帯)により作成。
 2. 「金融資産」は、貯蓄現在高(負債現在高控除前)による。なお、「貯蓄現在高」は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計。
 3. 「資産総額」は、金融資産(貯蓄現在高)、実物資産、負債(負債現在高)の合計。
 4. 「実物資産」は、住宅・宅地、耐久消費財、ゴルフ会員権等の資産(H16年のみ)の合計。

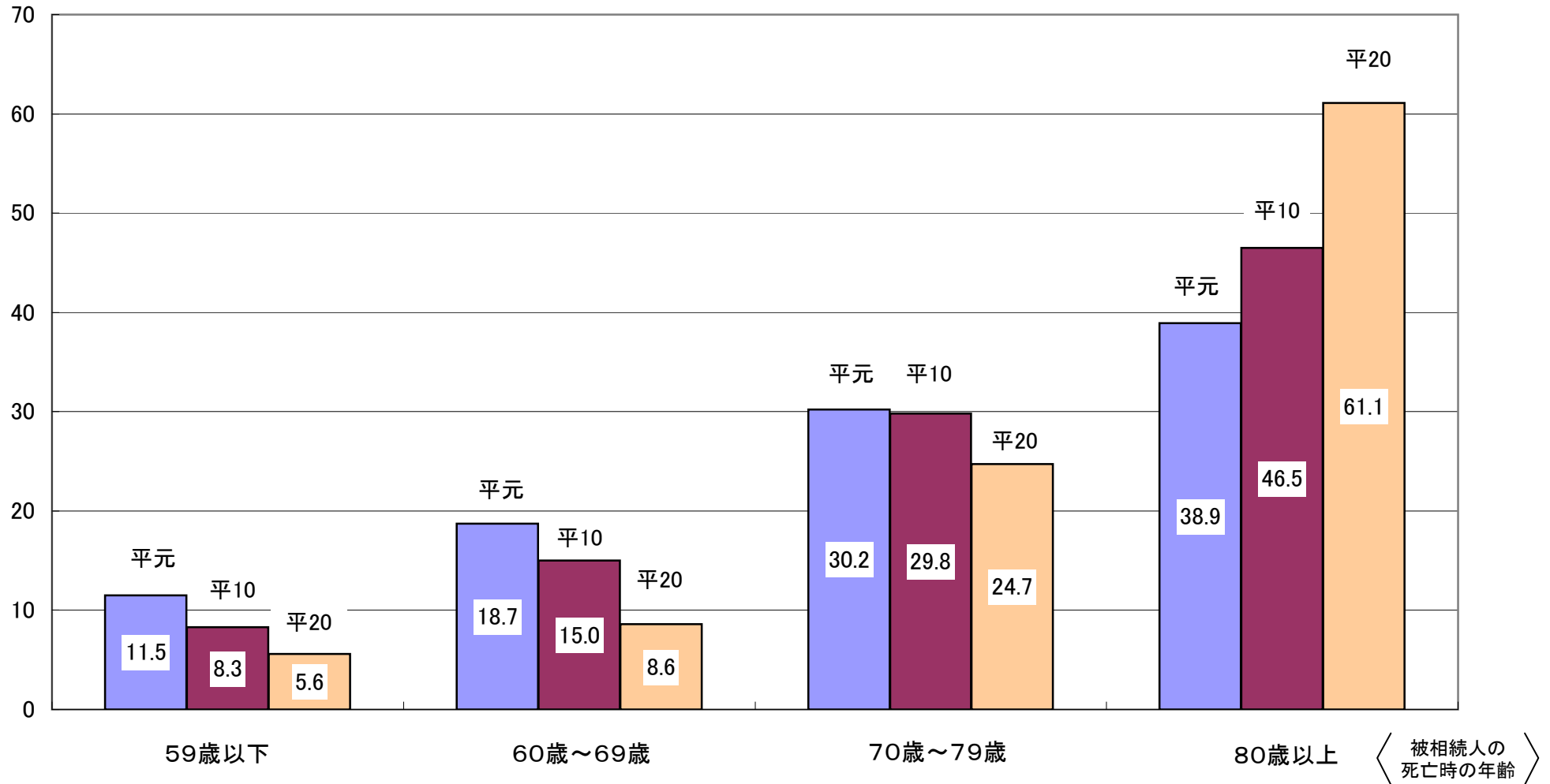
相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比

11月11日(木)
第9回税制調査会提出資料

被相続人の高齢化が進んでおり、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況となっている。

〈構成比〉

(%)



〔子の年齢は、
20歳代以下が想定される〕

〔子の年齢は、
30歳代が想定される〕

〔子の年齢は、
40歳代が想定される〕

〔子の年齢は、
50歳代以上が想定される〕

(注) 主税局調べ。

贈与税の見直しの方向性①(税率構造)

11月11日(木)
第9回税制調査会提出資料

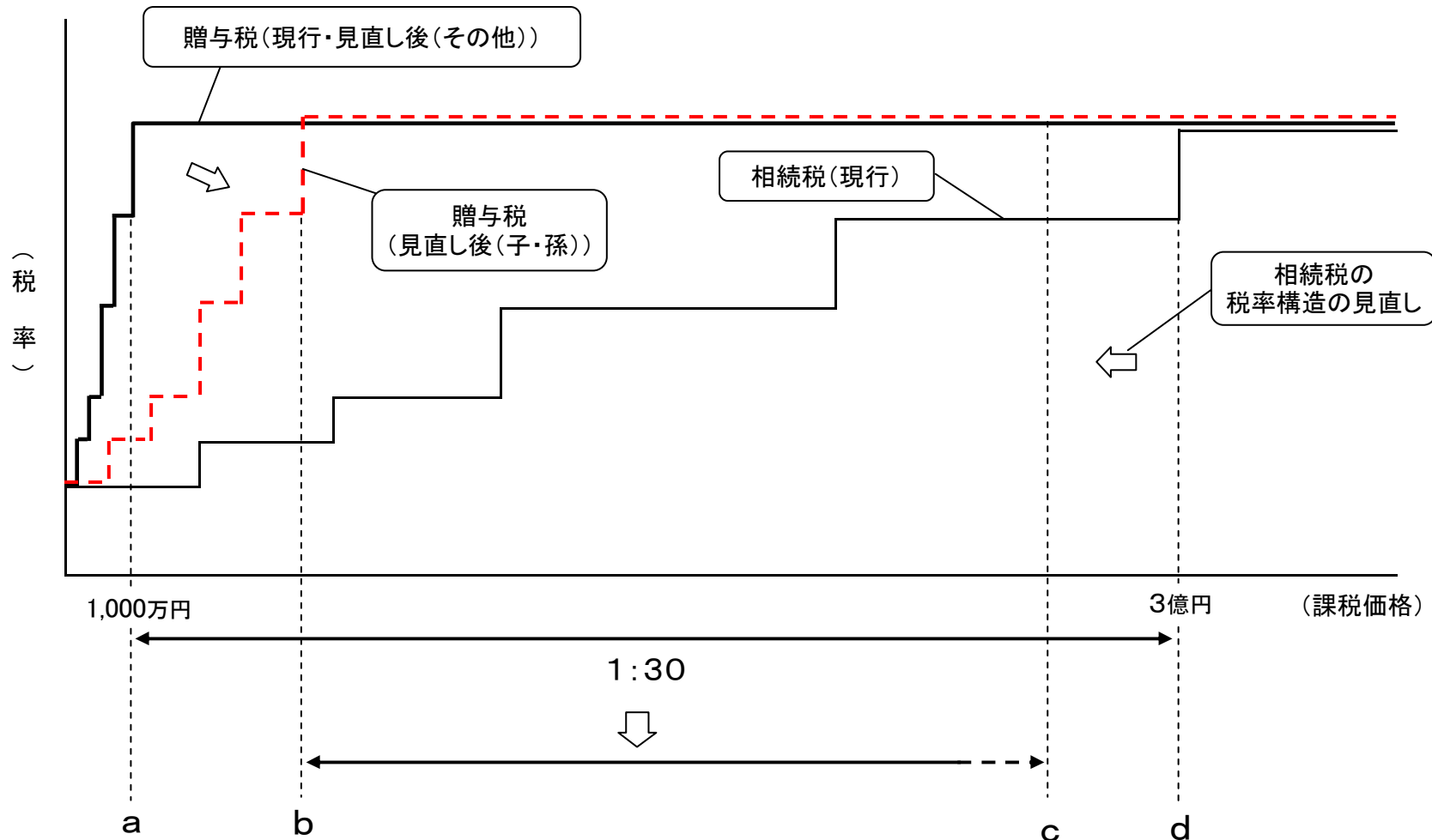
高齢者層への資産集中が進む一方、贈与税の税率構造は相続税の税率構造に比べ、相対的にきついものとなっている。

		昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成15年度改正(現行) (平成15年1月1日以降適用)
税率構造	(税率)			
	(控除後の課税価格)			
50% となる財産価額 が適用開始	贈与税 (A)	800万円	1,000万円	1,000万円
	相続税 (B)	1億円	2億円	3億円
	比率 (A:B)	1 : 12.5	1 : 20	1 : 30

贈与税の税率構造の見直しのイメージ

若年世代への早期資産移転をより一層促進する観点から、相続税の見直しと併せて、若年世代を受贈者とする贈与税の税率構造を見直すことが考えられる。

具体的には、贈与税・相続税の最高税率に到達する金額基準の比率（現行1:30）に着目し、過去の比率を参考としながら、子や孫などに対する贈与に係る贈与税の税率構造を緩和することを検討してはどうか。



贈与税の見直しの方向性②（相続時精算課税の対象者）

現行制度上、相続時精算課税の適用を受けることができる受贈者は贈与者の推定相続人に限られている。

若年世代への資産の早期移転を促進する観点から、相続税の見直しと併せて相続時精算課税の対象者を広げることが考えられる。

○ 相続時精算課税制度を選択できる場合

贈与者：65歳以上の親

受贈者：20歳以上の 推定相続人



推定相続人は、子に限られており、孫を含めることを検討してはどうか。